

平成 21 年 12 月 2 日

資 料  
(法 人 課 税)

## 中小軽減税率(とりまとめに向けて)

【要望】 中小軽減税率(現行:原則 22%, 特例:18%)を 11%引き下げる。

○ 以下の点をどう考えるか。

- ・ 中小企業に対する各種の税制上の支援措置の中における税率引下げの位置づけを整理する必要。
- ・ 中小法人の 3 分の 2 を占める欠損法人には税率引下げの恩恵は及ばない。その一方で、高額の所得を上げている中小法人にも薄く広く減税の効果が及ぶ。
- ・ 中小法人の軽減税率を引き下げた場合、個人事業主と、同様の実態にある中小法人の税負担のバランスが問題となる。

※ 民主党マニフェストにおいては「(マニフェスト期間中に)財源を確保しつつ、順次実施」との位置づけ。(必要な財源は約 1,700 億円(21 年度ベース、精査中)。)

## 一人オーナー会社課税制度(とりまとめに向けて)

【要望】 特殊支配同族会社がその業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除相当部分を損金不算入とする措置(一人オーナー会社課税制度)を廃止

○ 以下の点をどう考えるか。

- ・ 本制度を廃止すると、オーナー給与にかかる「二重控除」が復活し、個人事業主との間の税負担の不均衡が拡大する。
- ・ 本制度の適用を受けている法人のオーナー給与の支出額は、平均約 2,000 万円。

※ 民主党マニフェストにおいては「(マニフェスト期間中に)財源を確保しつつ、順次実施」との位置づけ。(必要な財源は約 700 億円(精査中)。)

## 資本に係る取引等に係る税制(とりまとめに向けて)

### 【要望の主要 3 項目】

#### ① グループ法人間の譲渡取引の損益の繰延べ

- 親会社とその 100%子会社によるグループ内における資産取引については、その譲渡損益の計上をグループ外への移転等の時まで繰り延べる。

#### ② 大法人の 100%子会社への中小特例の適用の見直し

- 大法人の 100%子会社については、中小軽減税率等の中小企業特例の適用を見直す。

#### ③ 連結子法人の連結開始前欠損金の持込み制限の見直し

- 連結子会社の連結開始前欠損金について連結所得からの控除を制限する措置(欠損金の持込制限)を緩和する。

- 上記の主要 3 項目については、企業の組織形態の変化に対する税制の中立性や課税の公平性、租税回避の防止などの観点を踏まえながら、前向きに検討すべきではないか。
- その際、特に、中小特例の適用については、大法人(資本金 1 億円超)の 100%子会社は、通常の中小法人と分けて考えるべきではないか。